



登録実践研修機関・登録日本語教員 養成機関への実地視察について（案）

令和5年9月26日

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第121回）資料7

1. 趣旨

- (1) 審議会等のうち日本語教育機関認定法の規定に基づく事項を取り扱うもの（以下「審議体」という。）は、登録実践研修機関が実施する実践研修又は登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、審議体が定めるところによる。

2. 実地視察方法

- (1) 実地視察の対象となる登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関は、審議体の長が定める。
※実施体制等を踏まえて実施機関数を毎年決定し、過去に視察を実施していない機関や、前回の視察から時間が経過した機関の中から、定期報告等に基づき、課題や好事例となり得る取り組みのある機関を中心に選定する。
- (2) 実地視察は、関係法令に基づき、主として次の点に留意しながら、登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関の実践研修又は養成課程が、必要な法令等の基準を満たし、適切な水準にあるかどうかを確認する。
 - ①登録日本語教員の養成に対する理念、設置の趣旨等
 - ②実践研修又は養成課程の内容並びにこれらの履修方法
 - ③指導者又は教授者の組織
 - ④施設・設備
 - ⑤登録実践研修機関の場合、教壇実習の実施計画、教壇実習機関等
 - ⑥受講者の進路の状況

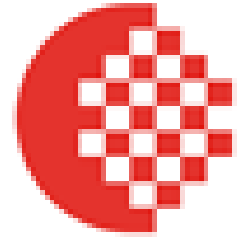
- (3) 実地視察は審議体に属する委員2名以上で分担して行う。
- (4) 実地視察を行う委員は審議体の長が定める。
- (5) 委員は利害関係のある登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関の実地視察はできない。
- (6) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (7) 審議体の長は、実地視察の対象となる登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に対し、実地視察調査票をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察の対象となる登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。
- (8) 実地視察においては、必要に応じて授業見学や受講者へのヒアリングを行うこととする。
- (9) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

3. 報告書の作成及び公表

- (1) 実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。その際、必要に応じて登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関の協力を求めるものとする。
- (2) 報告書は審議体に提出し、了承を経た後公表し、実地視察対象となった登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に送付する。

4. 法令違反についての意見

- (1) 実地視察の対象となった登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関について、審議体が、関係法令に反した状態にあり又はその恐れがあると認める場合には、審議体は、文部科学大臣に意見を述べることができる。



文化庁